平成２２年（フ）第１６３６７号
東京都練馬区西大泉５丁目21―21―201
債務者　竹谷　亜紀
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３７０号
東京都大田区西糀谷２丁目31―25
債務者　松本加織子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３７１号
東京都世田谷区太子堂４丁目６―17―201
債務者　山澤喜代美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３７２号
神奈川県横浜市緑区長津田２丁目31―17―102
債務者　筒井　淳一
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３７６号
東京都世田谷区経堂３丁目32―９
債務者　五日市弘美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３７８号
千葉県松戸市小金原７丁目１―７―403
債務者　吉澤　信行
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３８１号
東京都練馬区中村南３丁目１―14―101
債務者　木村　清勝
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３８４号
東京都大田区中央８丁目４―５　ブランドール・K201
債務者　間宮　春美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３８５号
東京都大田区中央８丁目４―５　ブランドール・K201
債務者　間宮　郁子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３９２号
千葉県八千代市高津447―３―308
債務者　安齋　靖子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３９６号
東京都板橋区徳丸４丁目35―16―202
債務者　高橋　政信
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４００号
東京都新宿区百人町１丁目13―27―301―Ｆ号室
債務者　葛西　鉄雄
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４０５号
東京都足立区興野２丁目31―57
債務者　深澤　眞一（旧姓河居）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４０７号
東京都板橋区三園２丁目17―８―101
債務者　阿久津好徳
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４０８号
東京都中央区日本橋本町１丁目７―７―701
債務者　今野　英一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部